明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選の投票の場所及び時間を定める件（宮内庁八）　一
○除籍の一部が滅失した件（法務四三六）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（同四三七）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四三八）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二〇一四）　五
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二〇一五）　五
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同二〇一六）　六
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一六六、一六七）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三二五～三二七）　六
○浄化槽の型式を認定した件（同三二八）　六
○道路に関する件（中国地方整備局九六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一一三）　六

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　復興庁　最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七

〔公告〕
官庁
財団、国営土地改良事業計画（てしおがわ剣和・益田）、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
規約型企業年金清算結了関係　三七
会社その他　三七

告示

○宮内庁告示第八号

平成二十七年九月四日に行う皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選の投票の場所及び時間を、次のとおり定める。

平成二十七年八月二十四日

宮内庁長官　風岡　典之

一　投票の場所　宮殿

二　投票の時間　午前十時から午前十時三十分まで

○法務省告示第四百三十六号

兵庫県南あわじ市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年九月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南あわじ市役所又は神戸地方法務局洲本支局に照会すること。

平成二十七年八月二十四日

法務大臣　上川　陽子

兵庫県三原郡市村市市組二百五十二番地

喜田利三郎

○法務省告示第四百三十七号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年九月二十四日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。